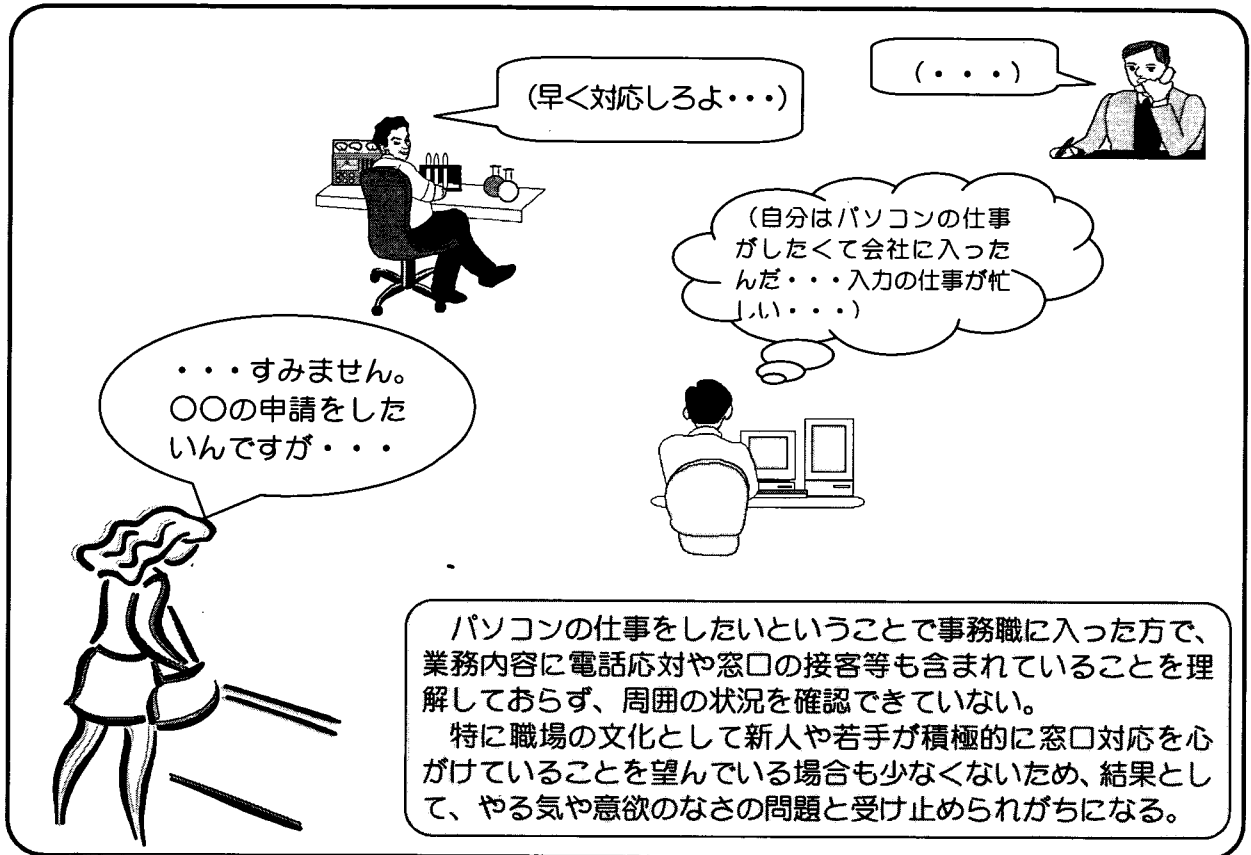


職場で具体的に困ること(1-1-1・マナー)②

事務職 (窓口業務) で求められるスキル



本人の職業イメージが限定されていたり、求人情報のように業務全般が記載されているとは限らないものを中心に求職活動を行ってしまうと、職種によっては求められる資質や技能を理解できないまま、就職に至ってしまうこともしばしば見受けられます。

就きたい業種があった場合、本人の能力と求められる技能や職場環境の把握をしていくことで、ミスマッチの防止につながります。

そういった意味でも発達障害のあるひとの就労支援には、ジョブマッチングの視点がかかせません。

関連キーワード

ジョブマッチング

職務内容の理解

対人関係スキル

就労事例 ①

Aさんのプロフィール

20代、男性。

アスペルガー症候群、精神障害者保健福祉手帳3級（療育手帳非該当）。

真面目な性格。人と接することが好きで、お人好し。一方で衝動性があり、話がまとまりづらい。

就職のルート

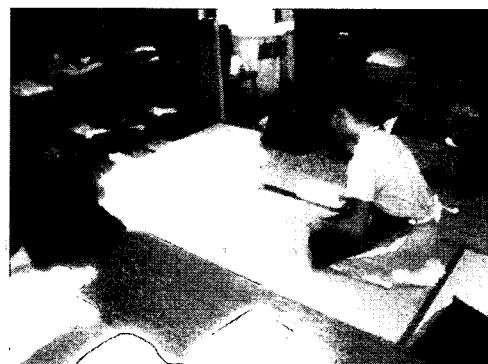
- ・アルバイト就労での離転職を繰り返し、家族が発達障害を疑い、発達障害者支援センターに来談。支援センターでの継続面談を経て、精神科を受診、アスペルガー症候群の診断を受け、精神障害者保健福祉手帳3級取得。
- ・ハローワーク専門援助部門と支援センターが連携しながら求職活動を進め、Aさんの「高齢者に関する仕事がしたい」という希望を受け、高齢者施設の建物管理の実習を経て就職。

仕事内容

- ・高齢者施設の建物管理（清掃）。
- ・浴室2カ所、居室トイレ、洗面台、手すり、窓、車椅子等の清掃、清拭用のおしぼり作り、洗濯物たたみ



（写真）浴室清掃の様子



（写真）洗濯物たたみの様子

雇用条件

- ・平日月～金、土日休み
- ・9:00～16:00 休憩1時間
- ・契約社員（年度ごとの契約更新）
- ・賃金 96,000/月
- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金加入

活用している支援・制度

- ・雇用と同時に第1号職場援助者（ジョブコーチ）制度活用。
- ・第1号職場援助者の支援期間満了後は、支援センターがフォローアップを実施。
- ・現在、支援センターの月1回程度の職場訪問と、必要に応じた本人・家族面談を実施。
- ・障害基礎年金2級を受給。

関連キーワード



就労事例 ②

和食ファストフードチェーンで働くBさん

Bさんは、障害に気づく以前から、アルバイトとしてこの企業で働いていました。

◆仕事の内容は、店舗での「厨房作業・接客」です。

- ・カウンター越しに厨房があり、調理や食器洗浄をしながら接客もこなします。
- ・周辺作業として、「店舗清掃、食材の補充」などもあります。

◆企業の特徴

- ・障害者雇用に積極的で、既に多くの店舗で知的障害のある人が働いていました。
- ・業務マニュアルが整備されており、社員教育・研修、評価のシステムが明確。アルバイトから社員へのステップアップも可能です。

◆働いている途中での障害の気づき

- ・他の人よりもステップアップが遅い、休憩時間のコミュニケーションが取れない、ピーク時に度々パニックを起こす…などの理由で障害に気づき、医療機関を訪問。
- ・評価・診断・相談の結果、広汎性発達障害が判明。精神障害者保健福祉手帳を取得して、就労支援を受けることにしました。

就労の支援について

◆手帳の開示と障害の説明

就労支援員が、Bさんの障害と手帳について、障害者雇用の人事担当者に伝え、働き方の調整を行ったところ・・・「無遅刻や清掃作業など、現場の評価は良い」と、予想外の好評価でした。努力重視の社風も手伝い、障害者雇用へは移行せず現状の雇用のまま様子を見る、という話にまとまりました。

◆連絡・調整・確認の支援

Bさんにとって「どうしても苦手なこと」は了解いただき、積極的なフォローをお願いしました。
⇒ピーク時の「厨房と接客」の同時並行、一緒に働く人や客数によって求められる役割の違いを判断するのが難しいこと、休憩や仕事外の付き合いなど。
「人事、マネージャー、店長、就労支援員、Bさん」とで、定期的にミーティングを持つことに。

◆カウンセリング

Bさんからの定期報告を受けながら、職場での振舞い方、同僚や上司との距離・付き合い方などを、具体的に話し合います。また、自分なりのステップアップの目指し方、自己評価の仕方（一緒に働いている人と比べないこと）なども、相談します。

働き方・条件



雇用形態	通常のパート雇用
給与	時給 1000 円
勤務時間	週 30~40 時間勤務、シフト制
社会保険	雇用保険、労災、健康保険、厚生年金
マッチングのポイント	マニュアル・ステップアップ・評価が明確 生真面目さも評価されるシステムが存在

関連キーワード

障害者雇用と一般の雇用

精神障害者保健福祉手帳

キャリア作りとアセスメント

就労事例 ③

税理士法人で働くCさん

◆税理士法人Sの概要

- ・Cさんは、高機能広汎性発達障害をもつ26歳の男性です。前職中に、診断を受け、職場の中で理解が得られず退職。その後、アクトおおさかに相談に来られ、就労への支援を開始することになりました。
- ・税理士法人Sは、(株)T社がもつ税理士法人で、監査業務を中心に証憑の整理・仕訳・記帳・月次試算表の作成を行っています。各社員が顧客担当をもち業務を進められています。Cさんは担当者のHさんのアシスタント的な位置づけで、領収書の仕訳、領収書・伝票の入力、照合を業務を行っています。

◆経緯

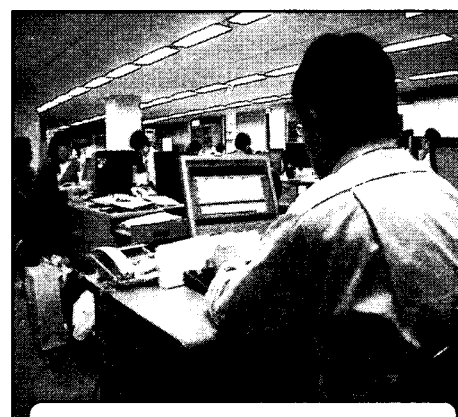
- ・T社は、「T社らしい障害者雇用の提案」というモットーのもと雇用率達成を目指し、某就労支援機関に障害者雇用に向けての相談を依頼されました。それを受け、S市障害者就業・生活支援センターとジョブジョイントおおさか（社会福祉法人北摂杉の子会発達障害の人たちと職場をつなぐ就労支援プロジェクト）とが協働で支援を行いました。
- ・初めに、支援者実習を実施し、メインとなる業務（領収書の仕訳、入力、照合）の課題分析を行い、マニュアルを作成しました。
- ・しかし、伝票によって違いがあり、記帳の際の表現や、勘定科目の仕訳方が異なったりなど、不明な点と判断がつかない点の処理方法をどうするかが課題となりました。その都度担当者Hさんに聞きに行くのでは効率が悪いと、不明な点については伝票に付箋を貼りつけていき、最後にまとめてHさんに報告する形をとりました。

◆実習

- ・実習前に、会社側担当者HさんとCさん、支援者3名で顔合わせとオリエンテーションを行いました。Cさんはプロフィールを持参し、それをもとに自己紹介をし、実習期間中いつでも会社の方に見ていただけるようにしました。プロフィールの内容は、ご本人と確認しながら、得意なことや苦手なことはもちろん、自分自身の障害の特性と具体的な配慮のお願いや「このように接してくださいとうれしいです」ということを盛り込みました。
- ・実習は、Cさん専用の作業ブースを用意していただき、3週間行いました。1週間ごとに目標を設定し、初めの1週間は「仕事を覚える」2週目は「仕事の自立」3週目は「報告・連絡方法の確立」と作業環境を社員さんの中に移して実施しました。

◆雇用へ

- ・実習終了後面接があり、晴れてアルバイトとして採用されました。会社側と調整を図り特定求職者雇用開発助成金を活用しました。
- ・採用後初出勤の日にあわせ、他の従業員さんへBさんの自己紹介のリーフレットを作成し、回覧をしていただきました。
- ・現在Bさんは、実習で行った伝票入力の応用編として源泉徴収票の入力をされています。税理士法人Sは、税務カレンダーによって、各月ごとに業務変動があるため、業務内容が応用されています。
- ・初めてのシーズンのこの1年はBさんへの各業務を整理しながら手順を明確にいただき、次年度に備えていけるよう会社側と連携を図っています。



伝票入力をするBさん

関連キーワード

雇用前実習

障害者雇用

雇用率

就労事例 ④

—福祉の仕事に就くことを目的に—
 (25歳 男性 アスペルガー症候群)

○仕事の内容

- ・生活介護事業所 介助員
- ・掃除が得意

☆ 1日のスケジュール	
8:15	出勤(通勤時間 車で約1時間)
8:30	玄関、フロア掃除
8:50	お風呂掃除
9:30	利用者受け入れ
10:30	山歩き、散歩
11:30	休憩
12:00	食事介助
13:00	トイレ誘導など
14:00	入浴介助
15:00	おやつ、帰りの準備
15:45	トイレ掃除
17:15	戸締まり 帰宅



○雇用条件

- ・通常雇用、非常勤
- ・時給700円 月約11万円
 (この地区の最低賃金666円)

○就職のルート

高校時代、祖母が病気で入院していた姿をみて、福祉の仕事に就きたいと思い福祉系の専門専学校に進学。卒業後は、なかなか定職につけず老人のグループホームでアルバイトをしつつ2カ所の福祉施設でボランティアを1年間行いました。その内の1事業所に介助、掃除の能力が認められ就職しました。



○活用している支援・制度などの情報

活用している制度はありません。

家庭から離れ、自立した生活を希望しています。ですが、現在の収入では、難しい状態です。精神保健福祉手帳障害基礎年金の申請をしてみたいと思っています。

関連キーワード

障害者雇用

障害基礎年金

療育手帳/精神保健福祉手帳

就労事例 ⑤

○仕事の内容

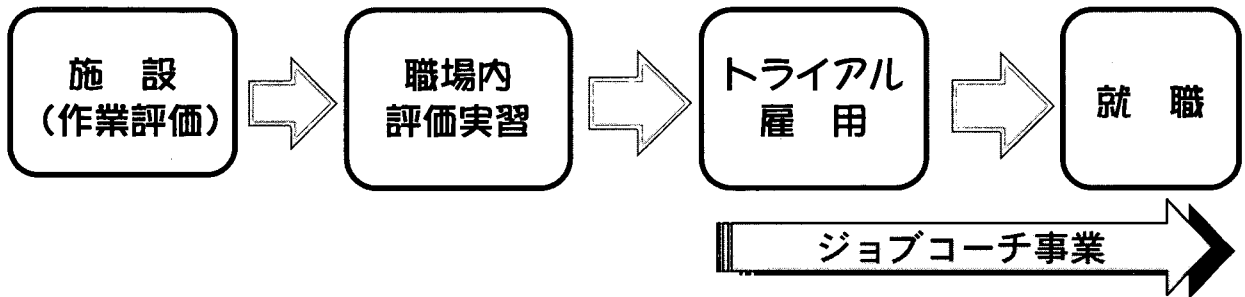
- ・自動車部品のプラスチック加工会社
- ・不良材料を再利用するため、粉碎する仕事

○雇用条件

- ・時給750円
- ・8時間勤務（現在は体調を崩しているため4時間勤務に変更中）
- ・適用保険（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金）

○就職への道のり

- ・他の在職者の職場適応支援を経て、別の就労希望者の就労を斡旋。
- ・授産施設（現在の就労移行支援事業所）の就労支援スタッフが職場開拓。実習を経て就職

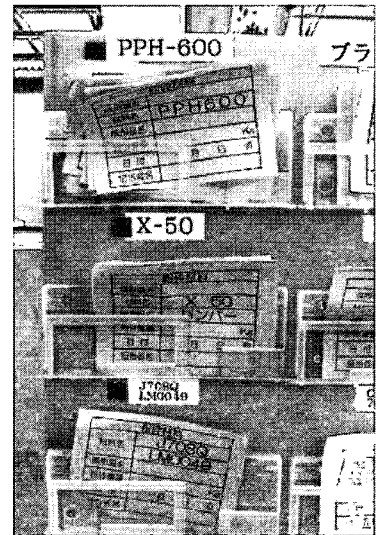


○活用している支援・制度

- ・トライアル雇用
- ・ジョブコーチ事業

○就職のポイント

- ・1人職場で、いろいろな人とコミュニケーションをとる事が苦手な人に向いている職場でした。
- ・粉碎する材料の種類が多いため、材料明細を整理する事により、混乱なく作業できるようになりました。



関連キーワード

就労移行支援事業

ジョブコーチ事業

トライアル雇用

療育手帳について

療育手帳とは

児童相談所または更生相談所において、知的障害者（児）と判定された者に対して交付される手帳のことで、知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的としています。

療育手帳を取得した場合、障害者雇用の対象となります。

知的障害の定義

- ・知的能力（IQ）は、田中ビネー検査や WAIS-R・Ⅲ等の心理検査で測定します。
- ・IQが75以下の場合、「知的障害」と判定され、手帳が交付されます。

知的障害の判定の指標（中軽度の場合）

都道府県によっては、療育手帳対象外であるIQ76以上の場合においても、更生相談所の判定において、IQ91以下で「高機能自閉症」または「アスペルガー症候群」の診断がなされた場合、療育手帳B2を取得できる場合があります。

地域の更生相談所、または、福祉施設にお問い合わせください。

程度	知能指数 (IQ)	日常生活の状況の一例	療育手帳
中度	おおむね IQ36～50	1. 身辺処理は自立。 2. 限られた範囲なら日常会話はどうにか通じる。簡単な読み書きや計算はできる。 3. 簡単な社会生活の決まりをある程度は理解できる。 4. 単純作業に従事できる。	B1 3度
軽度	おおむね IQ51～75	1. 身辺処理は自立。状況に応じた配慮がある程度できる。 2. 日常会話はできるがこみいった話は難しい。 3. 簡単な読み書きや金銭の計算はできる。小学校5・6年生程度の学力にとどまる。 4. 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 5. 職業生活はほぼ可能。事態の変化に適応する能力は弱い。	B2 4度

申請窓口

福祉窓口（福祉事務所、福祉保健センター等）が申請窓口となります。

あなたの地域の申請窓口は？（ ）

電話番号（ ） 担当者（ ）さん

関連キーワード



療育手帳のメリット

療育手帳取得によって受けられるサービス

都道府県によって受けられるサービスは異なりますが、おおむね以下のサービスが受けられます。

- ・ 地方税・所得税控除
- ・ 公共交通機関交通費助成
- ・ 公共施設入場料等の減免
- ・ 携帯電話基本使用料の割引
- ・ 障害基礎年金の受給

詳しくは、地域の福祉窓口（福祉事務所、福祉保健センター等）にお問い合わせください。

地域の窓口は？（ ） 電話番号（ ）

障害者雇用の対象となる

多くの障害者求人が集まっているハローワークの専門援助部門に求人登録し、専門員の助言を受けながら、就職活動を進めていくことができます。

地域のハローワーク窓口は？（ ）

電話番号（ ） 担当者（ ）さん

◆手帳の有無によって、どのようなサービスが利用できるか？

	サービス内容	窓 口	手 帳	
			あり	なし
ハローワーク専門援助部門における相談	障害者求人が集まる就職活動の総合窓口。障害者手帳がなくても、「主治医の意見書」を提出するか、または精神科医の診断を受けていることを申告すれば利用可能。	最寄りのハローワーク	○	○
職場適応訓練	職場において、6ヶ月間障害者の作業能力に応じた訓練を実施し、職場適応を容易にする。雇用を前提とする。	最寄りのハローワーク	○	×
トライアル雇用	事業主が原則3ヶ月間雇用し、その間業務遂行や職場適応の能力を見極め、雇用の機会を掴む試行的雇用。トライアル活用後の雇用は前提としない。	最寄りのハローワーク	○	○
職場適応援助者助成金	就職が困難な障害者等に対して、職場にジョブコーチを派遣し、おおむね3ヶ月間（最長1年）きめ細やかな人的支援を行う。	地域障害者職業センター	○	○
雇用保険失業給付の期間延長	障害者雇用において失業給付を受給する場合、一般雇用よりも期間が長く受給できる。	最寄りのハローワーク	○	×

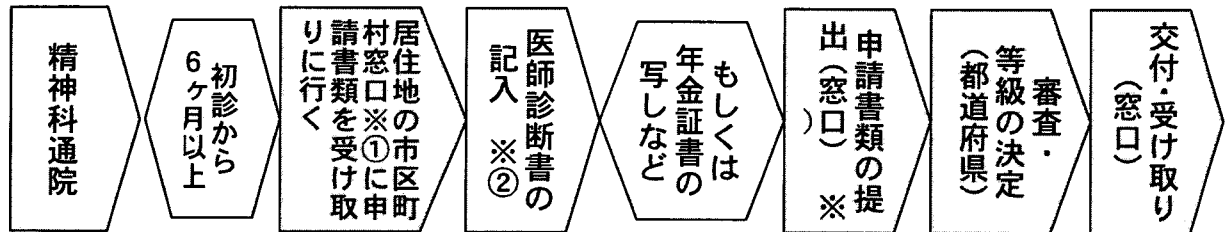
関連キーワード

精神障害者保健福祉手帳とは

精神の疾患や障害のため、社会生活を営むに当たって「支援が必要」な状態にある方に、交付されるものです。

- ・入院・在宅・就労の有無による区別や、年齢制限はありません。
- ・有効期間は2年です。2年ごとに、更新の手続き（新規申請と同じ）が必要です。

○手帳取得の流れ



- ※①...窓口の場所は、自治体によって異なります。
 ※②...記入の際、「日常において支援が必要な点」を正確に伝えます。
 ※③...診断書で、「自立支援医療制度」の申請を同時に行うことができます。

○申請に必要な書類

- ・申請書（本人または家族が記入）
- ・診断書（自治体指定）または年金証書（精神障害による）の写し
- ・本人の写真、印鑑（更新の場合）手帳の写し

○障害等級

- ・1級、2級、3級
- ・数字が大きいほど障害程度が軽い

※自治体により、はがきによる引渡し予定通知サービスがあるなど、申請書類は地域によって若干異なります。

○手帳をどう捉えるか

「サポートがあれば、うまくやれることが増える」ことの証明

気軽にサービスを求めることができる「お守り」

○年金制度（障害基礎年金・障害厚生年金）との違い

- ・審査先が異なり、年金の等級とはイコールではありません。しかし、概ね同等級の年金受給が考えられるため、検討の目安にはなります。

○療育手帳との違い

- ・療育手帳は、IQによって等級が測られるため、申請に当たって検査や面談による手続きが必要になりますが、有効期限はありません。

関連キーワード

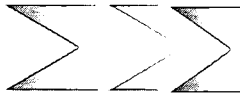
療育手帳

精神科通院と診断書

障害基礎年金

精神障害者保健福祉手帳のメリット

就労に関するメリット



障害者雇用の仕組み・メリット参照

- ① 障害者雇用の対象となる
 - ◆雇用率カウントや助成金
 - ◆ハローワークの専門援助部門の利用 など
- ② 就労に関する各種支援が受けやすくなる
 - ◆障害者自立支援法
 - ・就労移行支援、就労継続支援
 - ◆障害者就業・生活支援センターや自治体独自の就労支援事業
 - ・職業相談、ジョブコーチ支援
 - ・職場定着後の生活支援 など
 - ◆障害者職業センター
 - ・職業評価、準備訓練
 - ・ジョブコーチ支援、リワーク支援 など
 - ◆公共職業訓練
 - ・職業能力開発校、委託訓練 など
 - ◆精神障害者社会適応訓練事業 など



- 左記には、手帳の取得を前提としない(手帳がなくても利用可能な)ものもありますが…
- 手帳を所持していることで、「配慮や支援が必要」「サービスや支援を受ける準備ができています」との判断材料になり、就労や職業生活をよりスムーズにします。

就労以外のメリット

自治体や施設によって、異なります。参考に、東京都の場合を掲載します。

税制面	交通機関・施設利用等	その他
<input type="checkbox"/> 所得税、住民税、相続税 <input type="checkbox"/> 贈与税 (1 級のみ) <input type="checkbox"/> 利子等の非課税 <input type="checkbox"/> 自動車税、軽自動車税、自動車所得税 (1 級のみ) <input type="checkbox"/> 個人事業税	<input type="checkbox"/> 都営交通乗車証の発行 <input type="checkbox"/> 都内路線バス運賃の割引 <input type="checkbox"/> 生活保護の障害者加算 (1 級・2 級のみ) <input type="checkbox"/> 都営住宅の入居および特別減額 <input type="checkbox"/> 都立施設・公園駐車場の無料利用 <input type="checkbox"/> 休養ホーム利用料の助成	<input type="checkbox"/> NTTの電話番号案内の無料利用 <input type="checkbox"/> 携帯電話料金の割引 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度 など
※等級により、該当や控除額が異なります	※18年10月より、手帳が写真付になったことで、施設利用や乗車券の割引が得られやすくなりました。 ※等級により、割引・助成額が異なる場合があります。	

関連キーワード

障害者雇用

精神保健福祉手帳とは

労働・福祉サービス

障害年金について ①

障害年金の種類

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金の2種類があります。

※初診日時点で国民年金もしくは厚生年金に加入していること

○障害年金が支給されるのは、どのような時？

- ・年金加入中に、病気やケガをし、障害が残り、日常生活に支障をきたしたときです。
- ・また、20才以前に障害があったと認められた場合（例えば療育手帳を取得した場合）は、年金を支払っていない場合でも受給できる可能性があります。

○どのような病気やケガで支給される？

- ・目や耳、言語が不自由な方
- ・内部疾患（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器など）がある方
- ・精神障害や知的障害のある方←発達障害の方が申請する場合に適用される可能性があります。
- ・難病やガンにかかっている方
- ・糖尿病、高血圧で合併症がある方

※年金受給のためには、国が定めた障害等級に該当しているかがポイントになります。

※等級は、1・2級（障害厚生年金には3級まで）ありますが、この等級は障害者手帳の等級とは別です。

※大まかには、1級は「障害が重たく、生活全般に介助が必要な状態」、2級は「一部介助があつて何とか生活できる状態」を指しています。

○受給の条件

- ・保険料を一定期間支払っていること
- ・障害の等級に該当する状態であること
- ・65才までに請求すること

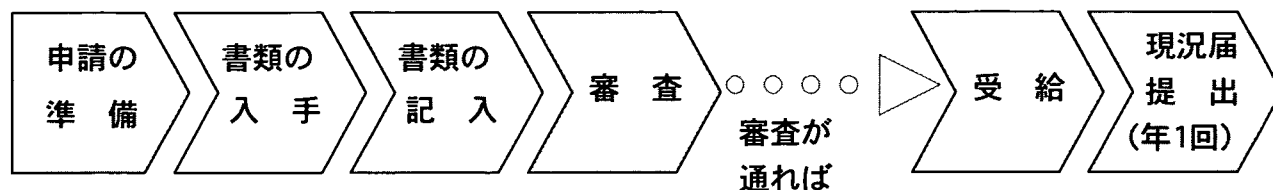
※障害等級に該当している間は、収入があっても受給することができます。

関連キーワード



障害年金について ②

申請から受給までの流れ



□申請の準備

初診日を思い出しましょう。初診日はいつですか？

平成 年 月 日 医療機関名 ()

□書類の入手

- ・ 社会保険事務所、市役所年金係で受給資格があるかどうかを確認します。
- ・ 資格がある場合は、以下の書類を入手します。

1. 受診状況等証明書

医療機関が 2 つ以上あるときは、初診日の証明を受けるために、最初の医療機関でもらいます。

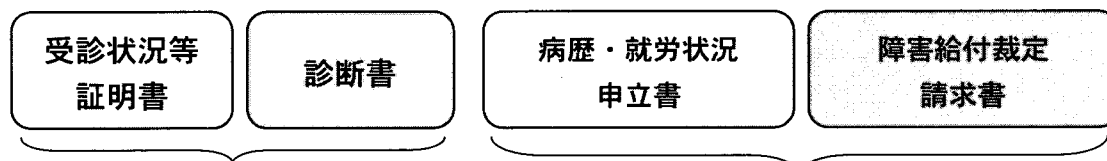
2. 診断書

3. 障害給付裁定請求書

4. 病歴・就労状況等申立書

発病日から請求時点までの治療経過や日常生活能力等を記述するためもらいます。

□書類の記入



医師に記入してもらいます。

自分で記入します。ご家族や相談機関と相談しながら給することをお勧めします。

・病歴・就労状況等申立書記入のポイント

- (1) 診断書に記載されている内容と整合性がとれないような記述はしないこと。診断書と矛盾するような事柄があるときは、医師と十分話し合っ修正、補充をもとめることが大切です。
- (2) 障害認定日時点および請求時点の傷病の自覚症状、医師から聞いている他覚症状を含めて克明に記述すること。
- (3) 仕事や日常生活に支障をきたしている点について具体的に記述すること。
- (4) 発病日から請求時点までの治療経過や指示された事項について出来るだけ具体的に記述すること。
- (5) 役所からの問い合わせに備えて、必ずコピーを取っておくこと。

関連キーワード

障害年金について ③

□審査

- ・裁定請求書が提出後、年金加入要件、保険料納付が満たしているか点検が行われ、障害状態要件の審査を経て年金の決定が行われます。
- ・通常決定までに3ヶ月程度かかります。
- ・なお、提出された診断書等で判断できないケースの場合は本人宛に照会が行われますが、そのときは決定が大幅に遅れることになります。

□受給

- ・年金受給が決定されると、社会保険庁（国民年金は社会保険事務所）から「年金証書」と「裁定通知書」が郵送されてきます。
なお、支給されないときは「不支給決定通知書」が送付されます。
- ・年金証書が届いてから50日後に「振込通知書（年金送金通知書）」が送られ、振り込み指定口座に初回の年金が振込まれます。
次回からは偶数月に2ヶ月分が振込まれます。
- ・障害基礎年金の受給額
障害等級2級の場合：年額792,100円…約66,000円/月
障害等級1級の場合：年額990,100円…約82,000円/月

□現況届け提出（年1回）

- ・引き続き年金をうけるために、毎年誕生月の末日までに「現況届」を提出します。
- ・同時に診断書を提出を求められる場合もあります。

関連キーワード



福祉的就労について ①

一般の企業等ではなく、授産施設や作業所等の福祉施設で働くことを普通の「就職」と区別して「福祉的就労」と呼びます。

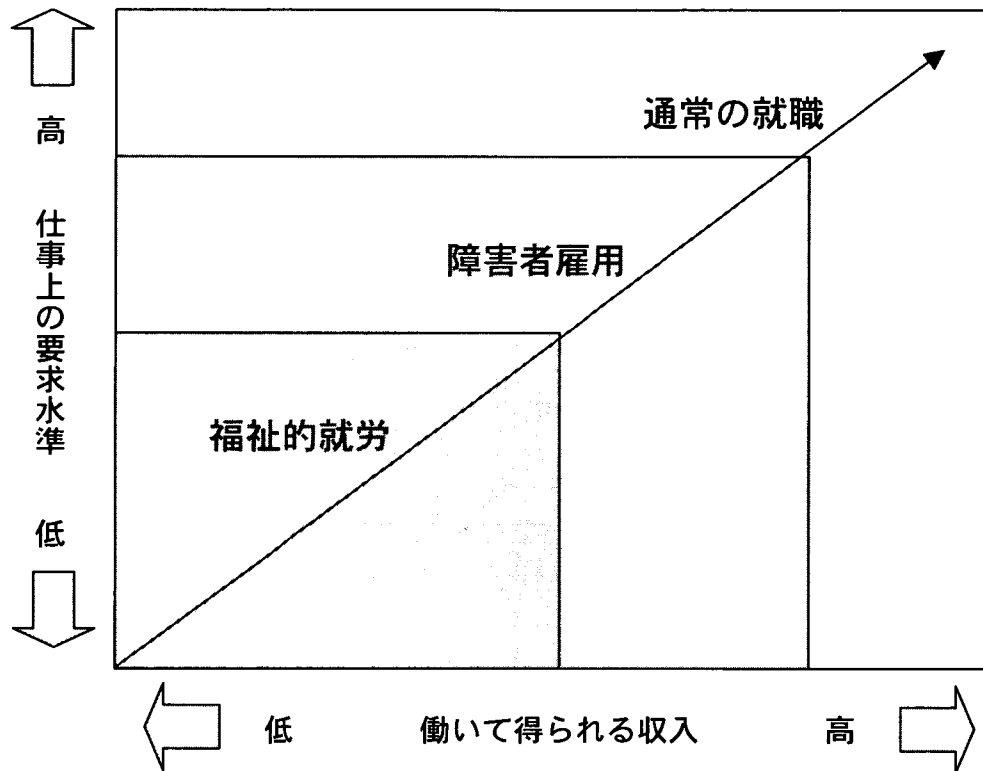
企業等で働くには、体力、意欲、作業能力など、様々な準備が整っていないと思われる場合には、一定期間福祉的就労を活用して準備を整えることも1つの選択肢です。

また、何回か就職してもうまくいかない場合も、一定期間福祉的就労を利用して、体力や気力の回復を待つことが有効です。

普通の就職	福祉的就労
企業等に雇用されて働くこと。	授産施設、作業所等の福祉施設を利用して、そこで仕事（作業）をすること。
<収入> 時給、又は月給で賃金が支払われる。通常、最低賃金以上の賃金である。	<収入> 福祉施設から工賃が支払われるが、月額で5000～50000円程度。普通の就職に比べると非常に安い。
<経路> ハローワークを通して就職することが望ましい。 一般の求人情報などを活用する方法もある。	<経路> 市区町村の福祉事務所に相談する。 まずは発達障害者支援センターに相談することも良い。
<環境> 普通の就職であるから、普通に仕事ができることを求められる。障害者雇用の場合には、障害に対する一定の配慮が得られることが多い。	<環境> 障害者の福祉施設であり、障害に対する配慮は十分にある。周囲は様々な程度の障害者である。
<支出> 収入に応じて、税金、社会保険などの支出が伴う。	<支出> 福祉施設の種類によっては、施設の利用料を支払わなければならないことがある。

関連キーワード

福祉的就労について ②



- ・ 障害に配慮した要求水準で働くことと、働いて得られる収入を両立させることは、現実では非常に難しいことです。
- ・ 通常の就職よりも収入は低くなりますが、障害に対して配慮ある環境で働くことを希望する場合、障害者雇用や福祉的就労を選ぶことも選択肢の1つです。
- ・ 福祉的就労にも様々な種類があります。自分に合った福祉的就労の施設があるかどうかについて、発達障害者支援センターや福祉事務所の職員と相談して、見学をしたり、実習をしたりして決めることを勧めます。

関連キーワード



就職への道 ①

～ 一人で頑張る場合 ～

「普通に就職にチャレンジしたい」

一般的な就職活動は、ハローワーク・求職情報誌や広告を中心に、最近では手軽にインターネットでも仕事を探ることができます。

しかし、すぐに仕事を見つけることはできても、その会社で「長く働き続ける」可能性は低くなることが予想されます。

それは、以下のようなリスクを持って働くことになるためです

【一般就労で考えられるリスク】

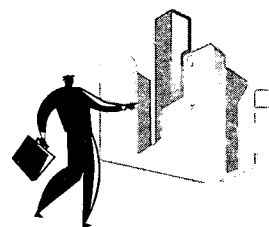
会社側はあなたの障害やその特徴を知りません。
そのため自分には不向きなことや苦手なことであっても容赦なく仕事を依頼されることになります。

そうすると・・・

- ◆指示された仕事がうまくできない。また、失敗を繰り返してしまう
- ◆失敗やミスが多くなることで上司や同僚から怒られてしまう
- ◆そのことで、周囲から信頼を得られ難い。人間関係でトラブルを起こしやすい
- ◆困ったことがあっても自分のことを理解してもらい難い。職場内で孤立しやすい
- ◆上司や同僚に不信感を抱いたり、不安が高まり自分に自信を失くしてしまう。

という、**悪循環**に陥ります。

会社側はあなたに対して「できて当たり前」という期待があります。一般就労において一人で頑張るにも限界があるといえるでしょう。



支援機関としても・・・

「一般就労」である限り、職場内に支援者が入ることができません。定期的な面談でお話を聞くことでしか、就労に関してのサポートは難しくなります。

関連キーワード

障害の自己理解

周囲への理解

失敗の経験・悪循環

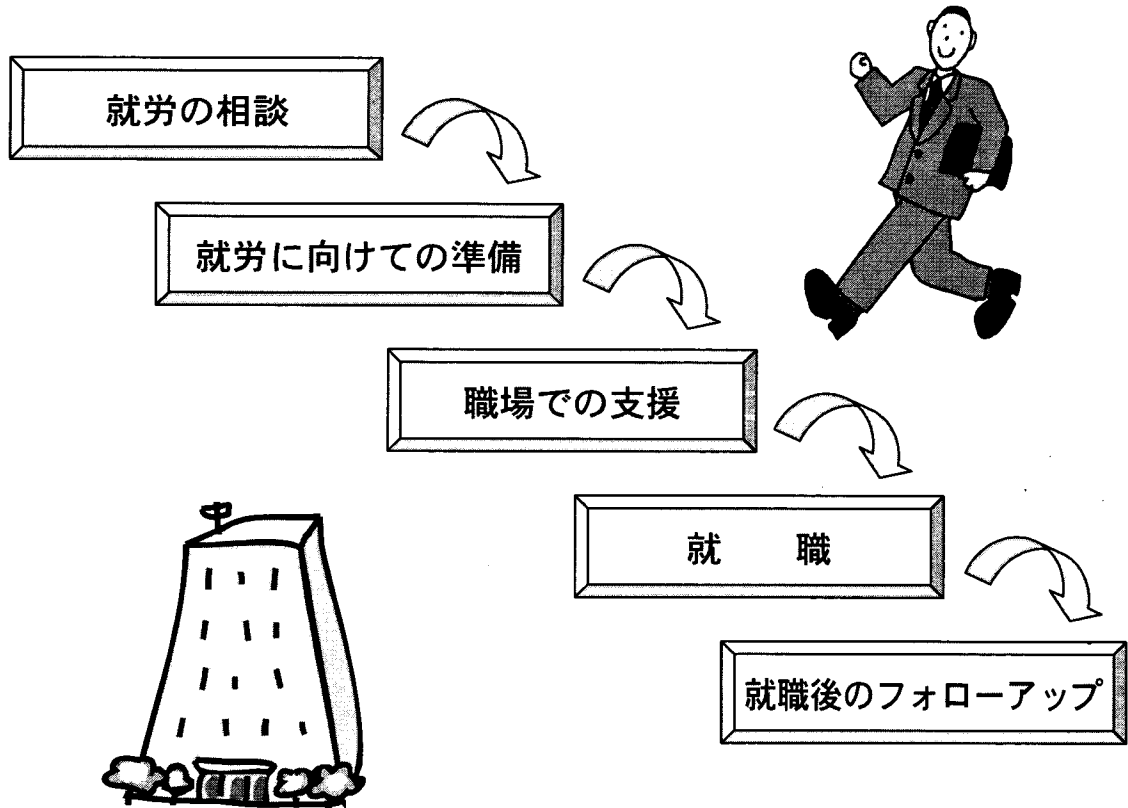
就職への道 ②

～ 障害者雇用の支援を受ける場合 ～

これまで、自分なりに頑張ってきたがうまくいかない、退職をしてから次の仕事になかなか就けない、長続きしない等、悩みや不安を抱え大変だったことでしょう。

その悩みや不安を支援者と一緒に解決していき、新しい就職先を見つけるのが「障害者雇用」です。障害者雇用のプロセスをステップに分けて説明します。

障害者雇用の支援プロセス



関連キーワード

障害者雇用

一般就労

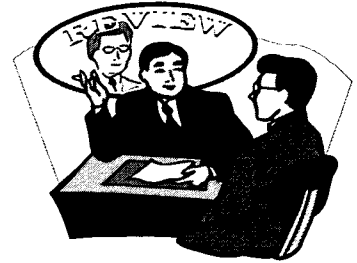
就労支援

就職への道 ③

就労の相談

○「働きたいが、何からはじめていいかわからない・・・」

- ・最寄の発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターほか、障害者の就労支援専門機関を尋ねてみよう。
- ・あなたのニーズや課題に応じて、支援プランを立てます。
- ・そのために、まずあなたのことをよく知る必要があります。
- ・そして、使えるサービスや制度の活用を検討します。



就労に向けての準備

準備① 自分を知ること

○「就職に向けての課題や自分にあった仕事を知りたい！」

◆職業評価

- ・自分はいったいどういう仕事に向いているのか？を客観的に評価することを「職業評価」といいます。簡単な作業等を通して行います。
(※後述の地域障害者職業センターの「職業評価」を活用できます)
- ・実際に働いてみることで、自分ではできると思っていたことができなかったり、意外なことがうまくできることに気がつく可能性もあります。
- ・また、どういった環境であると集中しやすいか、感覚面での特性や刺激への反応に対して、どのような統制が必要なのかを検討します。

◆体験実習（適職へのイメージづくり）

- ・数日から2週間程度、実際の職場で働く体験をします。実習を通して、「こんな仕事だったらできそうだ！」と、具体的な仕事へのイメージを膨らませることができます。また、対人コミュニケーション面やルールやマナー面の評価ができる場面でもあります。
- ・そして、自分にとって必要な配慮や支援を実際の職場環境の中で試すこともできるでしょう。
- ・体験実習を通して、あなたの自信や自己肯定感を育てていきたいと思います。

関連キーワード

発達障害者支援センター

職業評価

体験実習

就職への道 ④

○自己理解（自分の障害特性の理解）

◇そして、「自分のことを知る」ことが大切です。

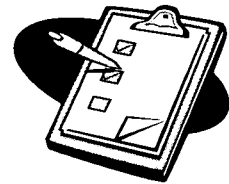
- ・自分の長所や得意なこと何で、どんなことが不得意なのかを書き出してみよう。

◇自分の苦手さを障害特性から整理する。

- ・自分の苦手さや難しいと思う面、あるいはこれまでこんなことで困ったというような事柄に関して、発達障害の特性から考えてみよう。

◇自分にとって必要な配慮や支援の工夫を見つける。

- ・苦手さが整理できたら、周囲の人にどう接してもらおうとわかりやすかったり、混乱なく仕事ができるのかを想定してみよう。
- ・そして、それらの情報を「マイプロフィール」のような形にまとめておくと、今後の就職活動の際に役立つでしょう。



準備② 支援サービスの活用

○「専門的な職業評価をうけたい！」

- ・障害者職業センターは、全国の各都道府県に設置されており、ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害者や事業主に対して職業リハビリテーションサービスを実施しています。
- ・その一環として、「職業評価」があります。就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容、方法等を含む個人の状況に応じた支援計画を策定します。

○「障害者手帳をとるには・・・」

- ・障害者雇用で就職を希望する際、「障害者手帳」が多くの場合必要となります。
- ・あなたの障害特性や状況に応じて、「療育手帳」もしくは「精神障害者保健福祉手帳」のどちらかの取得を検討します。
- ・詳細は、前項「福祉制度」を参照してください。

関連キーワード

自己理解

職業評価

障害者手帳

就職への道 ⑤

○「就職先を探したい！」

◇ハローワークに求職登録をします。障害のある方の職業相談・職業紹介を専門に行っている専門援助窓口にいきましょう。

- ・専門援助窓口の担当者に自分の障害特性や希望する職種や条件等を明確に伝えましょう。
- ・うまく説明できそうにない場合は、紙面にまとめておくといいでしょう。

◇職場開拓

- ・あなたにあった職場を探していきます。ハローワークで求人情報をみたり、あなたが支援を受けている支援機関の支援者（ジョブコーチ）が、職場を開拓してくれることもあるでしょう。



職場での支援

○雇用前実習（ジョブマッチングの支援）

- ・あなたの得意な面と障害特性、希望する職種や労働条件から、どういった職場が合っているか、その判断を支援します。
- ・また、採用を前提にした実習をすることで、どういった仕事が、職場環境や指示命令系統はどうなっているか等、シミュレーションを図ることができます。
- ・事業所も、事前にあなたのことを知ることで安心して、雇用をすることができます。

○「仕事や職場でのコミュニケーションがうまくいか不安なので、ジョブコーチの支援を受けたい・・・」

- ・ジョブコーチは、就労支援を行う支援機関（社会福祉法人等）や障害者職業センターに配置されています。
- ・雇用前後を通して障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を、障害のある方と事業所に対して行います。
- ・ジョブコーチはあなたと事業所との橋渡しの役割です。



就職、就職後のフォローアップ

○「就職しても、何かあったら相談したい」

- ・雇用前実習後、採用が決まってからも、ジョブコーチが支援し続けます。
- ・職場というのは「生き物」で、変化を伴います。そのため、いくら採用前から実習をしたからといって、この先ずっと大丈夫ということはありません。
- ・そのために、採用後しばらくは職場に定着するための支援を行います。その後も、定期的な訪問等をしながら、フォローを続けていきます。

関連キーワード

